

戸倉上町区 地区防災計画

令和6年1月18日作成

令和7年7月25日 一部改正

千曲市 戸倉上町区

第1 計画の目的

この計画は、市民(区民)生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえながら、市、区及び市民(区民)がそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民(区民)の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 防災の基本方針

本計画は、区及び市民(区民)が一体となって防災体制の確立を図るとともに「災害に強いまちづくり」を進めることにより、災害から市民(区民)のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的とし、区としては、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、“自助”“共助”のもと、市民(区民)、事業所、地域がそれぞれの役割を明らかにし、情報の共有の連携を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備などに加えて、災害に備えた防災体制の整備や市民(区民)の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、地区の防災力を高めていくことを基本方針とする。そこで、区としてもその方針に基づき必要な事項を以下のとおり定め、運用していくこととする。

第3 地区災害発生特性

1 災害リスク

①自然の特性および災害【水害、洪水、地震、土砂崩落、火災】

【水害】千曲市が発行した防災ガイドブック(令和3年4月発行)の洪水・土砂災害マップによれば、千曲川の堤防が決壊した場合(L2:1000年に1回程度の最大規模の降雨)当該地区は、5mから10mの浸水が発生する可能性があるとされている。地球温暖化の影響か、近年においては、世界各地で大規模な豪雨、また、日本国内においても、線状降水帯等の発生により、甚大な水害が発生している。災害に対する意識強化と事前準備が重要になっている。

※ ハザードマップ参照

【洪水】2019年10月の台風19号では、特に県下の千曲川流域で大きな災害となったが、千曲市では、新田地区と八幡代地区にある「かすみ堤」から水が溢れ、さらに小河川へ流れ込み、中、鋳物師屋、新田、杭瀬下、屋代及び八幡代地区に大量の濁流が押し寄せた。被害のあった地区内でのけが人等はなかったものの、多くの住宅、公共施設が、床上浸水、床下浸水等の被害となった。

【地震】全国各地で多発している地震については、2015年3月に公表された地震災害想定調査結果によれば、千曲市に最も影響を及ぼす地震として「糸魚川-静

岡構造線断層帯」の地震で最大深度7と想定されている。

【土砂災害】当該地区の東側には、五里が峰山、葛尾山が存在しており、地震等の発生においては、土砂崩落等の危険発生が危惧できる地域である。

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 参照

【火災】当該地区は、住宅等が密集している地域もあるため、火災発生時においては、強風等の影響による類焼等により大規模火災に及ぶ危険な地域である。

② 地区の特性および社会の特性

当該地区においては、近くに小学校、中学校、診療所等があり、商業施設も点在しており、生活環境が良いことから、人口が比較的密集している。

しかしながら、高齢者世帯も増加している。

当該地域の西側には、千曲川が流れ、平時には清流として我々の生活の営みに大きく影響をもたらしている。しかしながら、ひとたび、豪雨等により増水した場合には、激流となり危険な河となる。また、千曲川の川幅においても千曲市内で最も狭隘となる場所であり、危険が増大する地域であることを認識しておく必要がある。

第4 防災対策の実施

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、区は、市、関係機関及び市民(区民)と連携し、それぞれが役割を認識し一体となって最善の対策をとるものとする。

1 区としての役割

(1) 災害に備えるための行動対策

① 平常時の取り組み

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して以下の防災活動に取り組みます。

ア 地区の安全点検

- ・ 防災の基本は自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

イ 防災知識の普及や啓発

- ・ 防災対策では、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。
- ・ 地区住民には、避難する場合に備えて、貴重品、日常必需品、飲料水(1ℓ/1人)非常食品(3食分)、情報収集品、衣類、避難時必需品等を事前に用意しておくなど周知する。

ウ 避難所(公民館等)の点検整備

- ・ 災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、区民の自主的な避難を含めて、速やかに避難できるよう、避難所(上町公民館)、避難場所(上町公民館、ふれあい広場・戸倉東公園)の点検整備を行う。

エ 食料品等の備蓄整備

- ・ 食料品等の備蓄資機材は災害発生時に役立ちます。区においては、食料品等の備蓄資機材(区民人口5%の3食分の食糧、飲料水等含む)を整備し、日ごろの点検や使い方を確認します。※上町区内の人口1,288人(令和4年12月1日現在)の5%の3食分=65人×3食=193食分程度

オ 防災訓練

- ・ 防災訓練は、いざという時、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的に参加を呼びかけ、訓練を定期的に行います。

カ 区民及び災害時避難行動要支援者との「顔の見える関係」の構築

- ・ 区民との顔の見える関係については重要なことであることに加えて、個別支援計画により示されている、災害時避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)の方々に対する見守りとして、日頃から、「訪問、声掛け」等を行い、「顔の見える関係」が大切である。

キ その他

区が必要と認める事項について整えておく。

② 災害時の取り組み (人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動)

- ※ 災害時は、負傷者の発生や火災などの様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなの力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集、伝達

- ・ 公共機関などから正しい情報を収集し、必要がある時は、屋外告知放送設備等を活用して、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取り纏め、市役所や消防機関へ報告します。

イ 初期消火

- ・ 消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。※自衛消防団との連携含む

ウ 救出、救助及び教護活動

- ・ 自分自身が怪我をしないように注意しながら、みんなで協力して負傷者や、要支援者及び家屋の下敷きになった人の救出、救助、救護活動を行います。

エ 医療救護活動

- ・ 医師又は救急隊員の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、公民館等へ搬送します。

オ 避難誘導

- ・ 地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食、給水活動

- ・ 地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

③ 要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人です。こうした要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら、支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため個別計画に定めた事項を踏まえながら、行動できる体制が必要です。

ア 要支援者の身になって防災環境の点検、改善を行う。

- ・ 目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難支援体制の構築

- ・ 避難体制に係る支援について、区としての役割を明確にしておくとともに、日頃から「要支援者への声掛け」を積極的に進める。

ウ 避難するときは、しっかり誘導する。

- ・ 隣近所の助け合いが重要です。一人の要支援者に複数の避難支援者が必要となることを認識しておく。

エ 困った時こそ、温かい気持ちで接する。

- ・ 非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要支援者には、思いやりの心をもって接します。

オ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る

- ・ いざというときに、円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要支援者とのコミュニケーションを図ります。なお、児童民生委員と連携するなど、必要な情報を共有しておくことも大切なことである。

(2) 災害時の具体的な対応行動

① 現地災害対策本部の設置について

区長は、区内又は近接地区等において、災害が発生又は発生する可能性がある時には、その災害状況を見極めた上で、現地災害対策本部を設置するとともに、災害対応に努めること。

※現地災害対策本部の設置場所については、公民館又はふれあい広場 とする。

※災害種別(地震、水害、土砂災害、大規模火災、自然災害等)によっては、上記場所が現地災害対策本部等として活用できない場合を想定し、上記場所以外の場所をあらかじめ決めておくこと。

※現地対策本部を設置した場合には、千曲市(災害警戒本部、災害対策本部等)へ開設した旨を連絡する。※ 連絡先 千曲市 026-273-1111

② 避難所の開設運営等について

災害が発生又は発生する可能性がある際に、区長は、区民の安全確保のために、迅速的に判断し、区民等が避難(自主避難含む)できる避難所を開設する。

なお、開設した場合には、千曲市(災害警戒本部、災害対策本部等)へ開設した旨を連絡する。 ※ 連絡先 千曲市 026-273-1111

ア 避難所の安全確認

区長は、避難所開設のため、指定されている避難所(公民館等)に区役員(別記本部員、専門部員)を参集させ、施設の安全確認を行う。また、各分区長は、現地災害対策本部編制表に基づく人員を確保すること。

なお、連絡体制については、迅速に行うことができる連絡網を作成しておくこと。(別記様式参照)

※避難所として安全確認がOKの場合は、開設準備していく。

※避難所として安全確認がNGの場合は、速やかに千曲市災害対策本部等へ連絡するとともに、必要な対策を講じること。

なお、建物の安全確認が取れないと判断した場合には、応急危険度判定を実施するなど、使用の可否についての判断を専門家に委ねること。

イ 開設準備

区長は、施設の安全が確認された後、避難所開設準備を行う。

ウ 広報の実施

区長は、避難所、避難場所を開設した場合には、屋外放送設備等を活用して、区民に対して避難所等を開設した旨を伝える。

エ 避難所の運営

区長は、準備完了後、避難所を開設します。開設時には災害対策本部(千曲市役所 Tel 026-273-1111)等へ連絡するとともに、必要な情報等については情報共有を図ること。

・ 受付

受付で、全ての避難者に対して、検温及び体調の異変の聴取等を実施したうえで、一般避難者と福祉避難者及び体調不良者に振り分けます。そして、振り分け後、それぞれの受付名簿に記入してもらい、避難者カードを渡して、避難者を受け入れする。

また、避難体制等を考慮したうえで、必要な物品等を配布する。

・ 避難所の維持管理及び必要物資の調達について

避難所の環境については、避難者の立場を考え、適切な維持管理に努めること。また、避難所において必要な物品等が不足した場合には、千曲市災害対策本部において在庫状況を確認し、受領する。また、区においても備蓄している物品が不足する場合には適宜調達すること。

・ 避難所の運営について

避難者等の健康状態等について適切に把握するとともに、室内は適正な管理を

行い、避難者には、感染対策を徹底するなど、感染防止(室内換気含む)にも十分配慮すること。また、避難所に必要な資機材等は適切に管理できるよう努めるとともに、避難所の火災予防をはじめ、安全な施設管理に努めること。

- ・ ボランティア、支援物資等の受け入れについて
千曲市等と協議し、受け入れ等の判断する。
- ・ 避難所の縮小及び閉鎖の判断について
災害状況を見極めた上で、千曲市と協議し、縮小又は閉鎖の判断をする。

③ 地区防災訓練の実施について

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう千曲市、消防機関とも連携しながら次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

※千曲市消防団、婦人消防隊、日赤奉仕団、自主防災団等との連携

ア 避難訓練(要配慮者の支援を含む)

イ 情報収集、伝達訓練

ウ 応急救護訓練

エ 給食、給水訓練

オ 消火、救出訓練

カ 啓発活動

※ 区民に対しては、日頃から避難に備えて、非常持ち出し品(1人水1ℓ、非常食3食分、貴重品、防災用品、日用品、医薬、衛生品等)の準備をお願いする。

※ 訓練においては、過去の災害発生状況について伝えるとともに、マイタイムライン等の作成についても周知しておくことが大切である。

※ 訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要であれば「地区防災計画」の見直しを行います。

※地区防災計画の見直し及び訓練等については、自主防災団が主体となっていく。

◎災害時の連絡網

別記様式

① 区長 から 副区長

② 副区長 から 会計 及び 分区長

③ 会計 から 総務 及び 分館長

④ 総務 から 協議員 及び 自主防災団、民生児童委員

⑤ 分区長 から 副分区長 及び 分区民のうち避難所の担当となる者

☆ 区長 から 区民への連絡 (屋外放送)

※要支援者の避難行動に係る連絡については、福祉担当班及び個別支援計画等に基づき示されている方へ適切な方法により連絡する。

※ 上記連絡網に加えて別に作成してある連絡網を準用する場合もある。

◎ 現地災害対策本部役員

No.	区役員名	役職	主な業務	備考
1	区 長	本部長	統 括	
2	副区長	副本部長	副 統 括	
3	会 計	本部員	本部業務担当	
4	総 務	〃	〃	
5	協議員	〃	〃	4名
6	分館長	〃	〃	
7	各分区長	専門部員	担当となる業務	11名
8	自主防災団役員	〃	〃	3名
9	民生児童委員	〃	〃	3名
10	区長から指名された者	〃	区長からの指示業務	

◎ 現地災害対策本部編制

No.	役職名	員数	備考
1	本部員	9名	現地災害対策本部役員兼務
2	専門部員	17名	現地災害対策本部役員兼務
3	受付、総務班	3名	現地災害対策本部役員兼務
4	消火、救出、救護班	3名	1～3分区より各1名選出
5	避難誘導、給食、給水班	3名	4～6分区より各1名選出
6	避難所運営班	3名	7～9分区より各1名選出
7	警戒、警備班	2名	10～11分区より各1名選出
8	その他	適宜	必要により選任

※消火活動については、消防団及び自主防災団等と協力し活動する。

● 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備します。

※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画しておく。

※ 支援体制、支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の定期的な見直しを含めた確認。

No.	役職名	員数	備考
1	福祉班	計画中	支援体制等を考慮したうえで必要な人員を別途計画していく。

◎ 災害備蓄状況

No.	物品名	数量	備蓄場所	備考
1	テント	3	公民館・ふれあい広場	
2	発電機	2	ふれあい広場	
3	投光器	5	ふれあい広場	
4	受付用机	5	公民館・ふれあい広場	
5	受付用椅子	20	公民館・ふれあい広場	
6	メガホン※ハンドスピーカー	1	公民館	
7	ビニールシート	10	公民館・ふれあい広場	
8	消火器	6	ふれあい広場	
9	AED	1	公民館	
10	担架	3	ふれあい広場	
11	ヘルメット	10	ふれあい広場	
12	救助資機材 スコップ含む	10	ふれあい広場	
13	土嚢	200袋	ふれあい広場	
14	水タンク	5	ふれあい広場	
15	備蓄用飲料水※600ml	850本	備蓄計画中 (R7288本)	R7度予定
16			備蓄計画中 (R8288本)	R8度予定
17			備蓄計画中 (R9288本)	R9度予定
18				
19				
20				
21				
22				
23				

◎ 近くの緊急指定避難場所、緊急指定避難所及び福祉避難所 (参考資料)

避難場所	避難所	福祉避難所	施設名	備考
◎	◎	◎	戸倉小学校	
◎	◎	◎	千曲市ふれあい福祉センター	
◎	◎		戸倉児童館	
◎	◎		戸倉保育園	
◎	◎	◎	戸倉上山田中学校	
◎	◎		戸倉上山田中学校つばさ体育館	
◎	◎		戸倉創造館	
◎	◎		戸倉体育館	
◎			白鳥園	ヘリポート

受付名簿

現地災害対策本部【 区】（ ）

No.	住所	分 区 別	氏名	年 齢	性 別	要配慮者 区分	体 調	備考
例	大字磯部 5678-1	11	戸倉太郎	56	男	介護認定 済	◎	1階和室
例	大字戸倉 1234-1	1	千曲花子	56	女		◎	2階会議 室
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

避難者カード

現地災害対策本部【 区】

番号	住所	分区区分	連絡先※携帯電話
No.	大字 戸倉・磯部 番地	分区	
氏名 (年齢)	(歳)		
特記事項			

※個人番号は、受付で示された番号をご記入願います。

※この避難者カードは必要事項をご記入のうえ、各自保管してください。

※避難所から自宅へ帰宅する際には、受付へ返却をお願いします。

避難者カード

現地災害対策本部【 区】

番号	住所	分区区分	連絡先※携帯電話
No.	大字 戸倉・磯部 番地	分区	
氏名 (年齢)	(歳)		
特記事項			

※個人番号は、受付で示された番号をご記入願います。

※この避難者カードは必要事項をご記入のうえ、各自保管してください。

※避難所から自宅へ帰宅する際には、受付へ返却をお願いします。

備蓄計画

戸倉上町区

令和7年 7月 25日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	飲料水 (600ml)	850本	288本	288本	288本	備蓄については第一段階として、飲料水の備蓄を行うとともに、ローリングストックを踏まえたうえで計画的に整備する。
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人（400世帯×2人）×10%＝80人】

①飲料水 80人×3ℓ（1日/1人）＝240ℓ（500mlの場合480本）

②食料 80人×3食（1日/1人）＝240食